

新しい医療費控除の創設 セルフメディケーション税制の概要

平成 29 年 12 作成

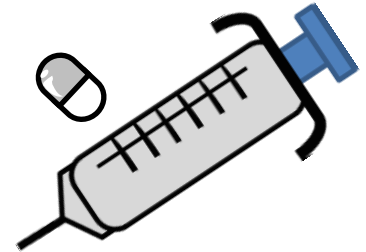


今月は 12 月ということもあり、個人の確定申告関係のお話です。**医療費控除に新たな制度**（以下「**セルフメディケーション税制**」と言います）**ができました**。新しい制度ではあるのですが、**今までの医療費控除との選択適用**ということになります。今までの医療費控除についてはコラム No. 033 をご参照ください。

この制度、**今までの医療費控除と何が一番大きく違うか**というと、適用に際しての医療費等の範囲が異なります。今までの医療費控除は病院等にかかった医療費が原則すべて対象でしたが、**セルフメディケーション税制は特定一般用医薬品等*購入費だけが対象**となります。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品だったものが、ドラッグストアで購入できるようになった医薬品（スイッチ OTC 医薬品）のことです。**薬局で購入する際の領収書等にこの制度の対象商品である旨が表示**されています。なお、一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

また、**この制度を受けるためには申告する人が適用を受けようとする年分に健康の保持増進及び疾病の予防への取組**として、健康保険組合・市区町村国保等が実施する健康診査や予防接種、いわゆるメタボ検診、市町村が健康増進事業として実施するがん検診等の「**一定の取組**」**を行っている居住者が対象**となります。



セルフメディケーション税制による医療費控除の金額は、**下記の算式で計算**します。

(特定一般用医薬品等購入費の合計額*) - 12,000 円 = 控除額 (最高 88,000 円)

※ 実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額のうち保険金などで補填される部分を除きます。

この控除の適用を受ける場合には**下記の書類を確定申告書に添付することが必要**です。

(1) この税制の適用を受ける金額の計算の基礎となる特定一般用医薬品等購入費の額につき、領収書などに基づく、**次の事項の記載のある明細書**

- ① 特定一般用医薬品等購入費の額
- ② 特定一般用医薬品等の販売を行った者の氏名又は名称
- ③ その特定一般用医薬品等の名称
- ④ その他参考となるべき事項

(2) セルフメディケーション税制の適用を受ける方がその適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類 (**定期健康診断の結果通知表や特定健康診査の領収証**で「勤務先名称」又は「保険者名」の記載があるもの)

なお、選択した控除を、更正の請求や修正申告において、変更することはできません

また、大変申し訳ないのですが、この制度の適用を考えている人が当事務所へ申告のご依頼をする場合には、ご依頼時までに上記(1)の明細書をお作りください。当事務所で対象費用の選別・明細書の作成には別途手数料を申し受けますので、ご了承ください。